

平成25年第10回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成25年10月25日(金)午後3時00分

議会棟第1委員会室

2. 委員の現在数

19名

3. 出席委員

1番 茅野理	2番 中村良男
3番 須藤喜一郎	4番 三須清一
5番 斉藤隆	7番 新堀政夫
8番 渡辺陽一郎	9番 森正昭
10番 阿曾敏夫	11番 斉藤剛広
12番 大野木奥治	13番 小池良雄
14番 印南宏	15番 甲斐俊光
16番 高田勝禧	17番 渡邊光雄
18番 川村泉治	19番 増田勝己

4. 欠席委員

6番 染谷智一郎

5. 出席事務局職員

局長	海老原美宣
次長	飯塚豊
次長補佐	大野祐信
農地係長	落合敦

6. 会議に付した議案等

審議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法の許可を要しない土地の証明願いについて

議案第 4 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第 5 号 「我孫子市農業施策に関する建議書」（案）について

報告事項

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第 3 号 千葉県農業会議の諮問に対する回答について

議長 開会に先立ちまして委員による発言の要望がありました。それから開会いたします。

川村委員どうぞ。

川村泉治委員 私事で恐縮でございます。先だって9月末から、健康管理が行き届いていませんでちょっと入院するはめになりました。健康管理に十分に、特に9月というのは農業委員会が忙しい時ですから欠席ばかりで本当に申し訳ないんですが、よろしくお願ひします。

議長 ご苦勞さま。それでは開会いたします。

ただ今から平成25年第10回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は18名の委員に出席いただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

11番 斎藤剛広委員

13番 小池良雄委員

どうぞよろしくお願ひします。

次に、本日の書記には事務局職員の落合係長を指名いたします。

本日の議案について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは議案につきまして説明をさせていただきます。議案書の目次をご覧くださいと思います。

本日ご審議いただく案件は議案第1号から議案第5号までの五つの議案でございます。議案第1号は「農地法第3条の規定による許可申請について」です。申請件数は1件となっております。続いて、議案第2号は「農地法第5条の規定による許可申請について」です。申請件数は7件でございます。続いて、議案第3号は「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願ひについて」でございます。続いて、議案第4号は「農用地利用集積計画(案)の決定について」です。最後になりますが、議案第5号は「平成26年度建議について」でございます。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 議案についての説明は以上で終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書1ページをご覧いただきたいと思います。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。
提出日平成25年10月25日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

続いて、議案資料1ページから5ページをご覧ください。譲受人は会社経営の方で、兼業であります。申請地は布佐字北郷地先の田373m²でございます。申請理由は、経営規模を拡大するため所有権を設定するものです。自己所有地は田3,654m²、畑1,738m²の合計5,392m²で、下限面積を超えております。この許可申請は平成24年3月総会において審議し、不許可になった案件でございます。不許可の理由は、農地法第3条第2項1号の「農地を効率的に利用して耕作を行うと認められない」ためでした。今回の許可申請の受付の時、代理人の方へ前回の不許可理由の説明を行い、改善の有無を確認しましたが、依頼人の希望ですとのことで許可申請を提出されたものでございます。

以上でございます。

議長 続いて、須藤調査会長より調査会での審議結果について報告をお願いします。

須藤喜一郎調査会長 それでは議案第1号について報告します。議案書は1ページで、議案資料は1ページから5ページになります。

議案第1号は現地調査を行い、審議しました。申請地は我孫子東消防署の北東約300mに位置する田一筆です。申請理由は農業経営の規模拡大になっています。権利者の営農状況は、耕作面積が5,392m²、農業従事者は5名です。耕作している農地の中には不耕作地はありません。家族を含め、自ら効率的に耕作しているかどうかについて本人に確認しようと思ったんですが、あいにく調査の当日、譲受人本人は欠席でしたので、今日確認したいと思い、話を聞き、全員で審議すべきものと判断いたしました。

よろしくをお願いします。

議長 須藤調査会長より本人の意見を聞き、全員審議に臨む報告を受け、譲受人へ出席を依頼したところ来ていただきましたので、譲受人の意見を聞き、全員で審議したいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。ご異議ありますか。

(なし)

異議なしと認めます。それでは譲受人の入室をお願いいたします。

(譲受人の着席を確認して)

譲受人 こんにちは。

議長 譲受人の方には本日はどうもご苦労さまです。それでは 10 月 9 日許可申請された農地法第 3 条の申請内容について伺いますので、簡潔にお答えをお願いします。

譲受人 はい。

議長 それでは議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。なければ、須藤調査会長より代表して質問をお願いします。

須藤調査会長 第 3 調査会長をしています須藤といいます。

議長 はい。

須藤調査会長 この間、18 日に現地に行きました。その時に譲受人の方に会えませんでしたのでこういうことになりました。よろしくをお願いします。

譲受人 はい。

須藤調査会長 この農地に農地法第 3 条の許可要件があります。

譲受人 はい。

須藤調査会長 家族も含め、自らが農地を効率的に利用する場合に認められています。

譲受人 はい。

須藤調査会長 現在所有の農地は自らが耕作していますか。

譲受人 います。

須藤調査会長 ではもう一つ。農地法では農地を取得しようとする者、その世帯員等を

含みますが、農業経営に必要な農作業に常時従事する場合に認められることになっていま
す。農業経営の実態の従事日数のとおり従事していますか。

譲受人 はい、います。

須藤調査会長 譲受人と奥さんは年間 100 日、お子さん 3 名が 70 日です。していますか。

譲受人 それ以上しています。

須藤調査会長 そうですか。

譲受人 はい。

須藤調査会長 それからもう一つ。所有権を移転する理由として農業経営の規模拡大と
申請されていますが、これからも規模拡大していくおつもりですか。

譲受人 そのつもりでいます。はい。

須藤調査会長 分かりました。それだけ本人に確認したかったんです。

譲受人 はい。

須藤調査会長 以上です。

議長 そのほかどなたかご意見、質問はありませんか。

(発言あり) ここは日当たりがよくなくて作物はちゃんと取れますか。

譲受人 よろしいですか。

(発言あり) いや、この申請地。

譲受人 昨日、おとといですか、今、乾燥するのに天日干しをしています。

(発言あり) ああ、そうですか。

譲受人 いや、現地を見ている方はお分かりかと思うんですけど、大丈夫です。

(発言あり) そうですか。そうであれば、私のほうは問題ないと思います。

議長 そのほかいかがですか。

渡邊委員。

渡邊光雄委員 ちょっとお伺いしますが、一応耕作を、農業経営を拡大するためには少なくとも 100 日以上農業に従事するというところでございますが、その辺をもう一遍確認したいんですが、あんたは実際にやっていますか。

譲受人 やっていますよ。

渡邊光雄委員 本当ね。

譲受人 ええ。やっています。

渡邊光雄委員 だってあなたの報告がなかったという話じゃないの。150 日以上。今まで報告があった中で一番困っているんだと言っていたよ。

譲受人 議長、なんかちょっと意味が分からないですけど。

議長 就農日数で 150 日。それに資料には 100 日と書いてあるのもあるし、150 日と書いてある。

譲受人 はい。最初に言ったように 100 日やっていますかって、100 日以上やっていますよと答えたんですけど。ええ、150 日以上やっていますよと自分は説明したんです。

議長 渡邊委員、今の説明で分かりましたか。

渡邊光雄委員 いや、だからね、今までやってないということが基本的にあったんですよ。それでいろいろ問題になって。

譲受人 何が問題になったんですか。

渡邊光雄委員 だって150日やってないって話だ。

譲受人 だれが言ったんですか。

渡邊光雄委員 だってあんたの申告がそうになっていたんじゃないの。

譲受人 いや、ちゃんと申告は書面で出しています。

渡邊光雄委員 あんたがじゃあそういうことならそれで結構ですがね。

譲受人 いや、そういう言い方はおかしいと思います。

渡邊光雄委員 言い方はおかしくないよ。うそっぱち飛ばして今まで。

議長 あのね、経営実態という資料は100日間。

譲受人 はい。

議長 ところがこちらの計画書にはね、従事日数150日。

譲受人 はい。

議長 その辺のね、渡邊委員。

譲受人 はい。

議長 今お答えになった。

譲受人 はい。そうです。だけど、委員の方が100日以上耕作していますかと言うから100日以上していますよと答えたのはそういうことなんです。150日以上していますよ。100日以上150日はしていますよと答えた。

議長 ただ今の説明に対してどなたかございませんか。

質問がなければ。

それでは譲受人、今日のご苦労さまでした。

譲受人 すみません。よろしく申し上げます。

(譲受人、退席)

議長 今回の案件は慎重に採決したいため、農業委員会会議規則第 17 条の規定により無記名による投票で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(はいの声)

渡辺陽一郎委員 ちょっとすみません。細かいことですが、1 ページと 3 ページで本人の年齢が違うんですけど。

議長 これは資料ですか。

渡辺陽一郎委員 資料のほう。

議長 2 ページ。4 ページ。

渡辺陽一郎委員 誕生日と申請の日が。終わっちゃった？ 1 歳ですけども。

議長 これは事務局、あくまでも本人申請ですか。

事務局 1 ページの 54 歳というのは間違いです。こちらは許可申請をお書きになった期間がパソコン上ですか。それでその 54 歳で受け付けした。だから内容が変わるたびに 1 歳ずれて。

議長 いいですか。

渡辺陽一郎委員 はい、いいです。

議長 阿曾委員。

阿曾敏夫委員 年齢、54歳というかたちで、これをなぜ事務局、資料としてこれが分かった時点で訂正お願いできなかったんですか。

事務局 はっきり言えば分からなかったんです。

阿曾敏夫委員 だけど、渡辺委員から違っているんじゃないのというような。今発見したところですか。

事務局 はい。

阿曾敏夫委員 ああ、そうですか。

事務局 はい。

阿曾敏夫委員 じゃ今、これ訂正を求めてから進めて。このままで審議の対象にするというのは。正しい年齢は何歳ですか。

事務局 33年生まれですから55歳が正しいです。

阿曾敏夫委員 じゃ訂正しておいてね。

事務局 はい。

(同時発言あり)

議長 休憩します。

(暫時休憩)

議長 それでは再開します。先ほど採決の方法に投票とありました。それについて賛成の委員は。あるいは挙手という声もあります。どのような方法で。

はい、どうぞ。

渡辺陽一郎委員 通常どおり挙手でいいと思いますけど。

議長 そのほか意見ありますか。

渡邊光雄委員 私は投票のほうがいいと思います。

(発言あり) 私は挙手でいいと思いますけど。

(発言あり) 投票という声があるようであれば。

議長 それでは私の判断で投票でやりたいと思います。

(はいの声)

議長 よろしくをお願いします。

投票用紙の配布を行います。○、×でお願いします。

(配布を確認し)

議長 配布漏れはございませんか。それでは許可することに賛成の人は○、反対の人は×を記入してください。よろしくをお願いします。

議長 じゃあ投票箱を前に。

それでは議席番号1番の委員から順に投票をお願いします。

(投票)

議長 投票漏れはございませんか。

(なしの声)

ないものと認め、投票を終了いたします。

これより開票いたします。

(開票を確認して)

議長 では投票結果を報告します。

投票総数 17 票

有効投票 17 票

○が 14 票、×が 3 票。結果、議案第 1 号は許可することにしました。

次に、議案第 2 号を審議したいと思います。整理番号 1 から 4 が同一事業であり、5 から 7 も同一事業のため、二つに分けて審議したいと思います。ご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認めます。

それでは「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の整理番号 1 から 4 についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書 2 ページをご覧ください。

議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成 25 年 10 月 25 日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

続いて、議案資料 6 ページから 14 ページをご覧ください。議案第 2 号整理番号 1 から 4 の譲受人は我孫子市に住所を置く法人で、主な業務は土木工事業です。

申請地は新木シタ田地先の田 4 筆で、面積は 1,923.53m²。建設残土約 3,595m³を搬入し、単純埋め立て方式により盛り土高さ平均 2 m とする計画でございます。埋め立て期間は許可後から 6 ヶ月間を予定しています。土砂の搬出元は新宿区西新宿地先からであり、土砂の安全性については地質分析結果証明書及び土砂発生元証明書が添付されています。転用目的は、農地が周辺より低く、雨水を集めてしまうため、土砂等を利用する農地造成で畑として利用していくものです。被害防除の関係では、周辺農地への影響がないよう注意を払う計画です。資金計画については、造成費が 165 万 7,000 円で譲受人が全額賄う計画であり、金融機関発行の残高証明が添付されています。

他法令については市の埋め立て条例が該当し、許可申請書の提出を確認しております。農地区分は小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断いたしました。

以上でございます。

議長 続いて、須藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

須藤調査会長 それでは議案第2号の整理番号1から4についての調査結果を報告いたします。

この案件については現地調査及び譲受人、譲渡人の双方から聞き取りを行い、審議いたしました。転用目的は、農地が周辺より低く、雨水を集めてしまうため、土砂等を利用した農地造成です。

次に、周辺農地所有者に埋め立てを行うことを説明したところ、隣接地に支障を来さないように施工してくださいと言われましたので、注意して施工するとのことでした。

以上の内容を基に審議しましたところ、調査会では転用後の農地への原状回復が確実に認められることや周辺農地に影響を与えないことから、全員一致をもって許可妥当との判断に至りました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

渡辺陽一郎委員 いいですか。この2件のことで、事業計画書の11ページ、19ページを見たところ、説明をした人がトヨクニのことだということと、会社が清建とマサケンですか、この会社とトヨクニとの関係の説明をお願いしたいんですが。

議長 事務局。

事務局 トヨクニさんはいつも出ている会社でございます。なんか県から年間何回もこう同じ申請はできないという指導があって、関連する会社の名前で申請しているということ聞いております。

渡辺陽一郎委員 あ、トヨクニさんの下請ということですね。

(発言あり) トヨクニが下請。

渡辺陽一郎委員 トヨクニが下請なのね。あ、譲受人である清建さんとマサケンさんの下請がトヨクニさん。それで下請が説明をしたと。

事務局 そうですね。

議長 いいですか。

渡辺陽一郎委員 はい。

議長 そのほかございませんか。

渡辺陽一郎委員 もう一つよろしいでしょうか。

議長 はい。

渡辺陽一郎委員 すみません。ここの農地に関しては今回の農地2ヵ所が間を少し置いただけでつながっていますよね。間の田んぼは以前埋め立てをしたところなんですか。それとも、ここの間のところだけはへこんでしまうということなんですか。その前の資料がないものですから、その確認をしたいと思います。

事務局 つながります。

渡辺陽一郎委員 いや、今回のはつながっていませんけども、以前ここを埋め立て、確か許可申請が出ていたところもあるはずなんで、それが結局最終的には全部つながるといふことなんですか。分からないのかな。

議長 事務局。

事務局 その将来的なことは地主さんとはそういうご都合もあるでしょうから、我々はつかんでいません。上がってきたものを委員の審議資料として上げているだけでございます。

渡辺陽一郎委員 いや、将来的なことじゃなくて、過去のこと。

事務局 最初の案件をどうつながって。

渡辺陽一郎委員 先につながらなかったのね。

事務局 それはつながっているとかがつながってないとか。

渡辺陽一郎委員 いや、またへこんだところがあれば、またそこが水のたまり場になってしまうんで。

事務局 最初の申請のところ、Tさんですか、Tさんの法の部分、今回上がっていますから。そこも平らにしますよというのが上がっております。

渡辺陽一郎委員 分かりました。

議長 そのほか。

印南宏委員 この清建というんですね。清建さん。トヨクニさんが下請になる形で、一応書類上は清建ですよ。県の指導で何回以上で駄目なのか。その裏付けの条文等が確認されておりますか。

議長 事務局。

事務局 これはあくまでも、条文ではうちのほうは押さえていません。トヨクニさんがおっしゃったことをただ聞いただけです。委員さんがもし必要であれば確認いたします。

印南宏委員 説明をしたものが株式会社トヨクニさんで、実際は清建さんとマサケンさんとなると、なぜそうなったかというやっぱり確証みたいな、確認をするというのが基本的には必要ではないかと私は思ったのでその点を確認しました。もしよかったら確認してみてください。

議長 はい。

事務局 公文も含めて早急に、今日確認しますし、今後も注意してその辺のルールをお知らせしていきます。

議長 そのほかございませんか。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 この埋立地の区域の中に揚水からやろうというわけだよね。この書類、このエリアの中にまだ水田を作っている人もいと聞いているんだけど、その辺の揚水管

の保全というかたち、トヨクニさんで現地に見にいったときどうなんですか。

議長 事務局。

事務局 土地改良区さんとトヨクニさんで協議しまして、阿曾委員おっしゃるように揚水管、水路沿いに入った、この辺の協議は今十分にされているとトヨクニさんのほうから聞いております。

阿曾敏夫委員 協議するじゃなくて、今協議中。

事務局 違うんです。

阿曾敏夫委員 じゃ協議が、相整って初めて埋め立てできるということですね。

事務局 そうです。

阿曾敏夫委員 はい、分かりました。

議長 そのほかございませんか。

議長 いいですか。

よろしいですか。

意見がないものと認め、これより議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号1から4を採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号の整理番号1から4については原案どおり許可することにしたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号5から7についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 続いて、議案資料15ページから22ページをご覧ください。

議案第2号整理番号5から7の譲受人は茨城県竜ヶ崎市に住所を置く法人です。主な業務は土木工事業です。

申請地は新木シタ田地先の田4筆でございます。面積は2,937m²で、建設残土約3,595m³を搬入し、単純埋め立て方式により盛り土高平均2.8mとする計画でございます。埋め立て期間は許可後から6ヶ月間を予定しております。土砂の搬出元は新宿区西新宿地先からであり、土砂の安全性については地質分析結果証明書及び土砂発生元証明書が添付されております。転用目的は、農地が周辺より低く、雨水を集めてしまうため、土砂等を利用する農地造成でございます。これは畑として利用していくものでございます。資料につきましては18ページから19ページに詳細を書いてございます。被害防除の関係では、周辺農地への影響がないよう注意を払う計画です。資金計画については、造成費が423万9,000円で譲受人が全額賄う計画でございます。金融機関発行の残高証明が添付されております。

他法令については市の埋め立て条例が該当します。許可申請書の提出を確認しております。農地区分は小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

以上でございます。

議長 続いて、須藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

須藤調査会長 それでは、議案第2号の整理番号5から7について調査結果を報告いたします。

この案件については現地調査及び譲受人、譲渡人の双方から聞き取りを行い、審議いたしました。転用目的は、農地が周辺より低く、雨水を集めてしまうため、土砂等を利用した農地造成です。

次に、周辺農地所有者に埋め立てを行うことを説明したところ、隣接地に支障を来さないように施工してくださいと言われましたので、注意して施工するとのことでした。

以上の内容を基に審議しましたところ、調査会では転用後の農地への原状回復が確実に認められることや周辺農地に影響を与えないことから、全員一致をもって許可妥当との判断に至りました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

ございませんか。

(なし)

質疑を打ち切ります。

これより議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号5から7についてを採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号の整理番号5から7については原案どおり許可することになりました。

次は、議案第3号「農地法の許可を要しない土地の証明願いについて」を議題といたします。

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

議長 それでは議案書4ページをご覧くださいと思います。

議案第3号「農地法の許可を要しない土地の証明願いについて」。下記のとおり農地法の許可を要しない土地の証明願いの申請があったので、この会の意見を求めます。平成25年10月25日提出、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

申請地は新木宮ノ脇地先2筆で、登記簿は畑、現況地目は宅地でございます。面積については330m²と234m²の合計564m²です。今回は土地の地目変更登記申請をするため証明願いがあったものです。

以上でございます。

議長 続いて、議案第3号について須藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

須藤調査会長 それでは議案第3号についての調査結果を報告いたします。

申請地の状況は新木駅の西約700mに位置する土地で、地目は畑、現況は宅地となっております。現地確認とともに証明事項に関し、調査したところ、昭和54年当時の空中写真や建物の課税状況等から農地以外に利用されていることが確認されました。

よって、第3調査会では全員一致をもって証明妥当との結論に至りました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なしの声)

意見がないものと認め、議案第3号に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第3号「農地法の許可を要しない土地の証明願いについて」を採決します。証明することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号については原案どおり証明することになりました。

次に、議案第4号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書4ページをご覧いただきたいと思います。

議案第4号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているので、この会の意見を求めます。平成25年10月25日提出、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

議案第4号は農用地利用集積計画に伴う賃借権及び売買による所有権等の設定で、新規設定の5件と継続の1件でございます。

初めに、新規の整理番号1と2については借受者が同じ方でございますので、一括して説明させていただきます。

借受者は新規就農のご夫婦です。奥様が2年間有機農業研修を受講されています。利用権を設定する土地は北新田地先の3筆、合計4,402m²でございます。貸付者2名のご厚意により、使用貸借権の設定になります。

次の整理番号3から5は借受者が同じ方でございますので、一括して説明させていただきます。

借受者は都部新田に在住する農業者の方です。利用権を設定する土地は都部地先などの田5筆、5,083m²でございます。いずれも賃借権の設定で、10アール当たりコシヒカリ90kgでございます。

最後に、新規の1件についての借受者は古戸在住の農業者です。利用権を設定する土地は中沼田地先の田2筆、5,094m²でございます。賃借権の設定で、借り賃は10アール当たり2万円です。

以上です。

議長 続いて、議案第4号について須藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

須藤調査会長 それでは議案第4号について調査結果を報告いたします。

今回の案件は新規設定が5件、継続が1件でございます。

新規設定の整理番号1番、2番の借受者はご夫婦で、両名とも38歳です。将来的には農業生産法人を目指し、ゆくゆくは加工の許可と加工所を取得し、生産・加工・販売を一貫して行う6次産業を行う予定とのことです。

次に、整理番号3から5までの借受者は都部新田の農家の人で、59歳です。営農状況については、耕作面積が5.8ヘクタールで1名で耕作しています。

最後に、新規の1件についての借受者は農業者で、年齢は70歳です。営農状況については、耕作面積が3.2ヘクタール、農業従事者は4名であります。

以上の内容を基に審議しましたところ、調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定すべきものとの結論に至りました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 申し訳ありません。私、聞き漏らしたのかもしれませんが、整理番号1、2の賃借権ということで、料金はなしということなんでしょうか。

須藤調査会長 はい。

渡辺陽一郎委員 それは私が聞き漏らしたのかもしれませんが、5年と3年というかたちで、3年のほうが面積的に大きいと思うんですけども、それはなぜかと伺いたいですけど。

事務局 これは土地の所有者のお気持ちですね。私はそれで結びます。3年で結びます。というのが貸し手のほうのご希望というのを聞いています。

渡辺陽一郎委員 そういことですか。はい、分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、議案第4号に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第4号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を採決します。決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号については原案どおり決定することにいたしました。

須藤調査会長は自席にお戻りください。ご苦労さまでした。

次に、議案第5号「我孫子市農業施策についての建議書(案)について」を議題といたします。

初めに、本案については8月と9月に役員会を開催し、調整してまいりました。その結果、別冊の建議書（案）の6項目について建議すべきものとの結論に達しましたので報告いたします。

次に、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書8ページをご覧いただきたいと思います。

議案第5号「我孫子市農業施策についての建議書（案）について」。農業委員会に関する法律第6条第3項の規定により、我孫子市農業施策について別紙のとおり建議します。平成25年10月25日提出、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

次に、別冊の「我孫子市農業施策についての建議書（案）について」、これは皆さんの手元にございますでしょうか。郵送させていただきました。

じゃあ初めに鏡の文章を朗読させていただきます。1枚めくっていただいて。

（鏡文朗読）

貴職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素は本市農業行政に対し、多大なご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本市の農業・農村を取り巻く状況は農業従事者の高齢化、担い手不足及び遊休農地の増加など、さまざまな課題が山積しております。こうした状況下、国においては農業の持つ多面的機能を守ることや直接支払いの導入とその法制化を検討しております。同様に本市においても農業の持つ水源涵養や洪水の防止、自然環境の保全といった多面的機能を維持するため、平成25年3月手賀沼沿い農地活用計画をスタートするとともに、生産者と連携しながら環境保全、農業の普及促進を図り、環境に優しい農業を推進していくため、あびこエコ農業推進基本計画を策定されました。農業委員会といたしましても強化された役割を着実に果たし、農地の確保、有効利用の促進を進めてまいります。本件には日頃から農業委員会活動で収集した意見・要望を基に、農業経営体の育成、農業用水の確保と関連するその他の改修整備、中利根遊水地の水害補償等を取りまとめたものでございます。つきましては本市における26年度の各種施策の推進に当たり、実現に向け、特段のご配慮を賜ります農業委員会等に対する法律6条第3項の規定により建議しますということで、会長が先ほどおっしゃいました6項目について要望しています。

初めに1番目をご覧ください。農業経営体の育成について。将来にわたって農業を支える担い手を確保するため、経営指導、技術指導の強化について意見を述べていくものでございます。

1枚目をめくっていただきますと2番目になります。手賀沼揚水機場や送水管の老朽化に伴い、改修整備の意見を述べています。

3番目は、田中遊水地の水害補償について、関係市と連携し、支援していただくよう意

見を述べさせていただきます。

4番目は、灌漑用水の確保に向け、古利根沼の水利権を確保するよう意見を述べるもの
ございます。

5番目は、稲作の病害虫の防除のため、空中散布の検討について意見を述べさせてい
たきました。

最後に6番目は、専任局長の配置を含めた事務局体制の強化について意見を述べさせて
いただきました。

建議（案）の項目は以上ですが、その他役員会による協議により提案された委員さんの
検討を控えた項目が1件ございました。この項目についてご覧になりたい方は、委員さん
の今までのお気持ちが入っておりますので、後ほど事務局に申し付けていただければ資料
としてお渡ししたいと思います。

提出された委員さん、ありがとうございました。

以上でございます。

議長 それでは、これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願
います。

印南委員。

印南宏委員 まず平成26年度の農業施策に関することで。大きく6点の柱がありますが、
まず1点目は、3番目の田中遊水地の水害補償なんです。遊水地って、これ意見じゃな
いですか。農用地は別なだけで、遊水機能という問題と、自然に洪水調整をするためと
思いますので。次にこれを見ますと、5番目の空中散布について。これは平成18年度以
降休止して、今日まで間、現状があるわけなんです。この中の文章において、一つには
空中散布を要望するアンケート等で具体的な数値としてデータがあるのかどうかというの
を確認したいと思います。それから、平成18年度以降、我孫子市とこれは空中散布をし
たい、農薬が少ないという中で前やってきたんですが、柏市、印西市、両者の水田の農薬
と比較すると、具体的な被害の状況等を、どういう推移で数値的に抑えるのか、この内容
を確認したいというふうに思います。

以上です。

議長 それでは事務局、経緯を。

事務局 空中散布の話ですけども、実は数字としてどのぐらい、何割ぐらい要望してい
るのかとか、例えばしなくなったおかげでどのぐらい減収になっているのかのデータはな

いんです。ただ、案が出た段階でもうちょっと強い要望というか、ぜひやってくれ、みたいな要望で書かれていたんですが、ただそういった数字できちっと証明する手立てもないということで検討してくださいよという。つまり改めてこのままでいいのか、あるいはやったほうがいいのか、その検討はしてくださいよというかたちで。

印南宏委員 私もそうだと思いますよ。ただ、そうであればデータの的には農業委員会としても案、できれば把握したほうがいいかもしれません。具体的なもの、データで押さえていると、だからこそ検討の上で再開すべきだとかね、いや、再開することが本当にいいのかどうかというような裏付けにもなると思うんですよ。

事務局 例えばじゃあこの書き方を、そういったきちんとした調査の上で検討をお願いしたいんだ、そういったかたちにします。

印南宏委員 もし空中散布について検討をお願いしたいというのであれば、弱いからいいという意見もあるでしょうけど、まずデータを把握することが必要なと。

(発言あり) そのことで。

議長 ええ。

(発言あり) 印南議員さんのお答えになるかどうか分からないんですけど、私も米を作っております、農協さんがいる前であれですけど、自由販売で庭先で売っているんですよ。そうしますと買いに来る業者が、印西、柏が空中散布やっています。そうするともう我孫子産なら、ちょっとカメムシが多いねと。そうすると、そのときに金額的にちょっとこのぐらいでどうでしょうかというようなことで販売しております。

印南宏委員 そのお話は農業者からのお話で聞いているんですが、具体的には業者ですから、業者は具体的に本当に印西市とか柏市とかってデータのどうなんだというのが分からないんで、そういう意味で私は分かったほうがいいんじゃないかなと言っただけなんで、別にその事例として理解いたします。セールストークも含めて叩こうというのは、それは理解します。

(発言あり) 300円から500円ぐらい、ちょっとごめんね、なんて言う。

議長 ご意見ないですか。

(同時発言あり)

議長 休憩します。

(暫時休憩)

議長 再開します。そのほか意見ございますか。

渡辺陽一郎委員 すみません。一つ。

議長 はい。

渡辺陽一郎委員 3の遊水地の件に関してはかなり昔の話なんで、私も生まれる前だから、どなたか、まあ先輩方からか聞いた、ちょっと限られた時期だけなので正確に言えるかどうか分からないんですけども、遊水地で耕作をしている方の固定資産税であったり、税金免除とか猶予がかなりあるということを伺っていたんですけども、その辺はどうなんでしょう。

議長 はい。

(発言あり) 実際に農家がやっていて水田が水につかってね。その時は市で無料と言ったかな。それと、調整、本来だとここに書いてあるように、水害はあっても補償しないと入っているんですけども、それでは気の毒だということで。それと田んぼの場合は共済が入っていますから、それぐらいの補償が。

渡辺陽一郎委員 常時作っている時、何も被害がない時には普通の田んぼと同じように税金を払っているということによろしいんですか。で、別に危険を承知で作るからといって何のメリットもあるわけではないということですね。田んぼですから。じゃあ、ただこの補償を求めないというこの覚書がある以上、それに関して何かメリットがあったのかなということで質問を出していただいた。申し訳ありませんでした。

議長 ほかに何か。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 北新田の問題は、とにかくあれが農地だということで天王台の区画整理や青山台、柴崎台の区画整理の時に、あれが本来は建設省の管轄だったら排水も容認されなかったんだよね。それが農地だとかたちで、たまたま農地だから農林省のほうの承諾があったというか、それで柴崎台、青山台の排水はいいっていったということで開発できたっていったね。当時やはり青山台、柴崎台のね、あれに協力して。それで昭和 56 年の時、おれがもう農協の役員をやっている時に 8 月の水害になったことがあるんですよ。収穫で、当時農協から来たもので、我孫子のまあ収穫されるやつが入らなくなったと。非常にあそこのやつは、なんて話、登記簿謄本に、所有者の下にあって、評価が安くなっちゃっているんだよね。だから非常にあそこの排水路の問題は農地のほかにね、天王台、柴崎台、青山台の排水があっちに流れていくようになったと思いました。建設省はもう情けないという話で、現実問題としてあの遊水地には青山の下と、それから、青山のほうのほうが地盤、集積先ね、1 m、青山があそこと同じくらいの高さになっちゃって。だからあそこが今度は 1 m 掘り下げて、上流に持っていくのかなという話。そういう話も建設省のほうから聞いていますけどね。

議長 そのほかございませんか。

なければ、議案第 5 号「我孫子市農業施策についての建議書（案）について」を採決します。一部修正し、建議することに賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第 5 号については原案どおり建議することにいたしました。

以上で、審議案件については終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告させていただきます。

報告第 1 号及び 2 号について説明させていただきます。議案書は 9 ページから 10 ページになります。この報告は市街化区域における農地転用の届出になります。農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものでございます。

報告第 1 号は「農地法第 4 条に係る転用の届出」で、1 件受理しました。転用目的及び転用事由は宅地となっております。

報告第 2 号は「農地法第 5 条に係る転用の届出」で、3 件受理しました。転用目的及び転用事由は宅地 2 件、駐車場 1 件となっております。

続きまして、報告第3号の「千葉県農業会議の諮問に対する回答について」は議案書11ページの3件です。

内容につきましては平成25年9月27日に諮問し、平成25年10月11日に開催された千葉県農業会議の結果「許可相当」との回答をいただきましたので、会長専決規程第3条の規定により報告いたします。

以上です。

議長 以上、報告第1号から第3号まで報告させていただきました。

ただ今の報告に対してご意見がありましたら挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、我孫子市農業委員会第10回総会を閉会します。